

独立行政法人大学入試センター情報公開委員会規則

〔平成14年2月28日
規則第6号〕

改正 平成14年3月29日規則第11号
改正 平成16年3月25日規則第8号
改正 平成17年3月30日規則第5号
改正 平成18年4月1日規則第5号
改正 平成20年3月28日規則第8号
改正 平成21年3月30日規則第11号
改正 平成26年3月31日規則第6号
改正 平成30年9月30日規則第24号
改正 令和3年9月30日規則第6号

独立行政法人大学入試センター情報公開委員会規則

(設置)

第1条 独立行政法人大学入試センターに、情報公開及び個人情報の開示に関する事項等を検討するため、情報公開委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- 一 理事
- 二 試験・研究統括官
- 三 試験・研究副統括官
- 四 試験・研究統括補佐官
- 五 部長
- 六 研究開発部教授又は准教授のうちから理事長が指名する者 2人
- 七 総務課長
- 八 その他理事が必要と認める者

2 前項第6号に規定する委員の任期は、2年とする。ただし、任期を満了する日が年度の途中となる場合は、在任期間が1年を経過した日の属する年度の末日までとする。

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置き、理事をもって充てる。

2 委員長は、委員会の会務を総理する。

(委員会の招集)

第4条 委員会は、委員長が招集し主催する。

2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(定足数及び議決)

第5条 委員会は、構成員の過半数の出席をもって成立し、その議決は出席した構成員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

附 則

1 この規則は、平成14年2月28日から施行する。

2 次に掲げる規則は、廃止する。

一 情報公開委員会規則（平成13年規則第32号）

二 大学入試フォーラム編集委員会規則（平成13年規則第33号）

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成30年9月30日）

この規則は、平成30年10月1日から施行する。

附 則（令和3年9月30日）

この規則は、令和3年10月1日から施行する。